

# ファイト!ぐんま 尾瀬国体 平成18年2月19日~22日

第1部 選手団激励会

第2部 スキー映画の夕べ



PHOTO

尾瀬国体総決起大会(選手団激励会)

## CONTENTS

条例改正・決算	2
調査・質疑	3
一般質問他	4
一般質問	5
議会活動日誌	6

# 村品片 議会だより

平成17年11月28日発行

第106号

## 陳情審査結果一覧表

9月定例会において各常任委員会に付託され審議された陳情は、下記のとおり決定しました。

受理年月日	件名及び要件	陳情者	付託委員会	審査結果
平成17年6月28日	「新しい教科書をつくる会」の教科書 を採択しないことを求める要望書	憲法改悪阻止群馬県各界連絡会議	議員配布	
平成17年6月28日	義務教育費国庫負担制度の現行水準 の維持に関する意見書の提出につ いての陳情	群馬県教職員組合執行委員長	議員配布	
平成17年8月4日	平和行政推進に向けた要請書	日本青年学生平和友好祭群馬県実 行委員会 実行委員長	議員配布	
平成17年8月19日	障害福祉計画策定に関する意見・要 望書	利根沼田聴覚障害者協会委員長	民生観光	継 続

### ◆議員派遣報告

平成十七年八月十七日、片品村、川場村、昭和村の各議会議員の研修会が昭和村役場で開催されました。自主自立を決めた三村として活発で有意義な意見交換ができました。

また、八月二十二日には恒例の檜枝岐村との交流会を行い、国道四〇一号線の延長等について関係機関への働きかけを強めていくことと意見が、致いたしました。

### ◆片品村行政手続条例の一部を改正する条例について

行政手続き上の書類について電磁的記録を利用し、作成及び提出できるよう片品村行政手続条例の一部が改正されました。

### ◆片品村税条例の一部を改正する条例について

第五十四回全国高等学校スキー大会に参加する選手監督コーチ等の入湯税免除の条文の削除と、入湯税の表示関係の徹底を図るために、公衆浴場の経営者である特別納税義務者に対して、村長が指定をする指定書によって通知をして、特別納税義務者は指定された指定書を施設に掲示をしなければならぬという内容です。

### ◆群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について

十月一日の町村合併によりまして、月夜野町、水上町、新治村がみなかみ町になり、また、水上月夜野新治衛生施設組合が解散のため、それぞれ合併により規約変更するものです。

## 平成16年度 決算を認定

9月の定例会において、平成16年度の一般会計及び特別会計の決算が認定されました。監査委員から次の報告がありました。

### ●一般会計について

歳入歳出差し引き1億1,922万円余りが翌年度に繰り越されました。村債として3億3,800万円と基金から繰入金が3億2,585万円ほど出ており、諸事業費に充てられております。16年度末の起債現在高は35億664万円余りであり、3月末の基金現在高は8億8,228万円余りとなっております。

財政運営について、村税の未納額が約5億9,780万円となっておりますので、滞納整理等に努めていただきたい。また、地方交付税については17億7,105万円で、前年度より1億1,755万円余り減少しておりますが、歳入総額の44.1%を占めています。

### 歳入決算額(一般会計)

(単位:万円・%)

	項 目	決 算 額	構 成 比	前 年 比
自主 財源 34%	村 税	5億9,652	14.9	94.0
	繰 入 金	3億2,585	8.1	151.7
	繰 越 金	1億2,369	3.1	127.0
	諸 収 入	1億5,461	3.9	91.7
	負担金手数料他	1億5,527	3.9	119.1
依存 財源 66%	地方交付税	17億7,105	44.1	93.8
	村 債	3億3,800	8.4	58.2
	国・県支出金	3億3,139	8.3	71.3
	地方譲与税等	2億1,925	5.5	113.2

### 歳出決算額(一般会計)

(単位:万円・%)

項 目	決 算 額	構 成 比	前 年 比
議 会 費	8,219	2.1	95.2
総 務 費	5億4,764	14.1	81.2
民 生 費	5億4,446	14.0	108.1
衛 生 費	4億4,687	11.5	108.8
労 働 費	7	0.0	87.5
農林水産業費	3億7,998	9.8	68.8
商 工 費	1億3,470	3.5	107.7
土 木 費	3億5,057	9.0	135.2
消 防 費	1億3,221	3.4	95.6
教 育 費	5億2,404	13.4	76.1
災 害 復 旧 費	1	0.0	100.0
公 債 費	5億3,357	13.7	90.1
諸 支 出	2億2,010	5.6	100.0



●特別会計について

①国民健康保険特別会計について

国保税の徴収率は85.69%で、前年より低下していますので、さらに滞納額の整理解消に努めていただきたい。また、一人当たりの保険給付費は、11万2,940円となっております。

②老人保健特別会計について

老人医療件数は前年より減少していますが、医療費は増加しています。高齢者の健康管理指導について、さらに積極的に推進されるよう望みます。

③簡易水道事業特別会計について

一人当たりの使用量は増加となっておりますが、使用料については、未収金解消に一層の努力をお願いしたい。

④観光施設事業特別会計について

依然として長引く景気低迷の中で個人消費が伸びず厳しい年であったと思われます。健全運営の第一歩は、誘客を図り収入増につなげること、諸経費の節減であります。さらに誘客やサービス等について研究をするとともに、企業努力を行い、欠損金を最小限に留めるよう努力していただきたい。

⑤農業集落排水事業特別会計について

生活環境基盤整備の重要な事業であり、今後は加入促進に重点的に取り組み適切な管理運営を続けてほしいと思います。

⑥下水道事業特別会計について

さらなる加入促進を図り、生活環境の向上に努力されたい。

⑦介護保険特別会計について

急速な高齢化とともに、介護の問題が最大の不安要因となっている昨今ですが、対象者は年々増加しており、さらに介護サービスの充実を願っています。

●結論

行政改革、地方分権、少子高齢化等難問が山積する中ではありますが、議会と職員が一丸となって、この難局を乗り越えて住民の期待に応え、活気ある村づくりが行われるよう期待しております。

特別会計決算

(単位:万円)

会計名	歳入決算額	歳出決算額
国民健康保険	7億0,133	6億4,561
老人保健	6億7,800	6億3,686
簡易水道事業	1億2,867	1億2,531
農業集落排水事業	4,519	2,986
下水道事業	2億1,952	2億1,859
介護保険	2億8,744	2億7,275

企業会計決算

(単位:万円)

会計名	収入決算額	支出決算額	
	親光施設事業	4億4,216	4億8,281
	資本的	1億2,600	1億9,904

■歳計現金不足額に関する調査について

歳計現金調査特別委員会に付託された事件の調査結果について、次のとおり報告します。

一、調査事件

平成十五年度片品村一般会計歳入歳出決算について(歳計現金不足額に関する調査について)平成十六年九月十七日付託

二、調査の内容

歳計現金調査特別委員会に付託された、調査事件は平成十六年十月十二日に第一回目を開催して以来、八回の当委員会を開催し、参考人の出席を求め慎重な調査を行いました。

なお、この事件は、平成七年に発生したものであり長年経過していることや、当時この件に深く関与したと思われる星野明男村長は平成七年九月に、笠原匠也収入役は平成七年七月に他界しているため確認できないところもあった。

三、事件の概要

この事件は尾瀬高原リゾート(株)がニク峰開発のために、建設資金を財団法人民間都市開発推進機構から借入することになった。借入契約には金融機関による保証が必要となり、片品村は民間都市開発からの要請を受けて利根郡信用金庫に借入金の保証をお願いし、平成七年三月十四日に念書を送

差し入れた。片品村は念書に基づき債務補償の見返りとして損害補償額に相当する金額を、定期預金として平成七年三月三十一日に積立てた。

尾瀬高原は借入金返済を始めたが、第四回分と第五回分の返済が滞ったため、金融機関は保証契約に基づき代位返済をした。その後尾瀬高原が民事再生法を申請し受理されたことにより民間都市開発から一括返済の申入れがあり、金融機関は平成十四年十二月六日に未払い金の全額を一括返済した。

金融機関は、平成十四年十二月二十日に片品村の定期預金から念書に基づき損害金に当てるため代位返済分及び一括返済分を相殺した。

片品村は、相殺金五八、五九三、九〇六円について平成十四年十二月二十日に歳計外現金の貸付金として処理をした。平成十六年四月に職員から村長に事件の報告があり、平成十六年七月七日の議会全員協議会で村長から事件の報告がされた。

四、調査の結果

今回の事件は、念書の提出について議会の議決を経していないことや、長年にわたり秘密にされ最近まで事件そのものが明らかにされていないこと、また、事務処理の不適正など問題もあるが、行為が個人の利益のためにされたものでないことや、ほかにも同様な事件

が、ほぼ同時期に発生して、そちらを優先して処理した経緯もあり考慮すべきところもある。しかしながら、この事件は公金損失という重大な問題であり、村民に対し行政不信を招いたことも事実である。今後は関係者と協議を進め、早急な事件の解決を望むものである。最後に村当局は、今回発生した公金損失の不祥事を厳粛に受け止め、議会の意見や提言を真摯に踏まえ、事務処理の適正化を徹底し村民の信頼回復に向けて最大限の努力を行うことを強く要請して委員会の報告とします。

こんな質問がありました

■武尊牧場施設の委託について

質問(星野司議員)

武尊牧場施設を、武尊開発の方に委託したのに、なぜ補助金を出すのか説明をお願いしたい。

答弁(むらづくり観光課長)

このビックニック緑地には、昨年度までは県の施設のため県から村が委託料を受けて管理をしておりました。今年度はこの施設を県から無償譲渡されたため村の管理となり、今回の業務委託契約書の第四条の二項によって武尊山観光に管理委託をして、予算の範囲内で委託料を支払うということになっております。



質問 (星野司議員)

ピクニック緑地と武尊牧場施設は村の施設になったわけですから、全部を武尊山観光に委託することが本来の姿ではないか。

答弁 (村長)

この牧場そのものも一体的なとらえ方の中で経営等を考えて、今回は武尊山観光に管理委託をしました。今回初めてと言うことであり、今後できる範囲での協力をしていきたい。

質問 (星野司議員)

契約条項の中に金額が明示はされていないが若干の金額を今後支払う条項があるという説明でしたが、将来的に支払らざるを得ないのになんて感じます。今後契約を見直すことも考えてほしい。

答弁 (村長)

部内とも調整を図りながら、さらに議会の皆様にも相談していきたいと思っております。

◎一般会計の補正予算

◇一般会計の補正予算(第1号) 37億3,905万3,000円 (1億4,805万3,000円の増額)

◎各特別会計の補正予算

◇国民健康保険特別会計補正予算(第1号) 6億6,980万7,000円 (1,029万4,000円の増額)

◇老人保健特別会計補正予算(第1号) 6億5,221万6,000円 (3,613万4,000円の増額)

◇簡易水道事業特別会計補正予算(第1号) 1億1,298万6,000円 (666万6,000円の増額)

◇観光施設事業特別会計補正予算(第1号)

収益的収入 4億3,910万2,000円 (3,491万4,000円の増額) 収益的支出 4億3,615万4,000円 (3,455万4,000円の増額)

資本的収入 0円 資本的支出 7,624万7,000円 (200万円の増額)

◇農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)

1億1,152万8,000円 (1,813万5,000円の増額)

◇下水道事業特別会計補正予算(第1号)

1億8,862万円 (1,990万円の増額)

◇介護保険特別会計補正予算(第1号)

2億8,870万円 (3,270万円の増額)

《意見書が可決されました》

自治体病院における医師の確保を求める意見書が可決され、群馬県知事や内閣総理大臣等の方々に送付されました。意見書の内容は次のとおりです。

自治体病院は地域医療の確保のため、大きな財政負担を背負いながら住民の生命を守ることに意義の大きさを優先し困難の中で運営に努力しているところである。しかしながら自治体病院における医師の確保は極めて厳しい状況におかれており、折りしも少子高齢化対策にあらゆる英知を絞って出生率の向上、小児医療の充実を期すことが最重要課題になっていくにも拘わらず、特に産婦人科医師及び小児科医師が自治体病院から引き上げられる現象が最近顕著であり、当該町村では途方にくれる事態を迎えている。

かかる事態の背景には勤務医師の不足を生む医師人事権の問題や勤務条件などの要因があると思われるが、医療制度の充実確保は国家危機管理の一翼に値する重要な課題であり、地方の住民が医療格差に苦しむ事態は国の衰亡につながるものと思料する。よって、国・県は自治体病院における医師の確保について、少子化対策の観点から早急に適切な措置を講じられるよう要望する。

一般質問

◆道路整備の計画について

質問 (星野有雄議員)

片品村の経済を活性化させるためには、道路の建設整備促進を図り、観光客が多数木村に来るようにしなければならぬと思います。現在の道路状況と今後のことを考え、誰もが生活しやすく、経済的にも豊かな自主自立の村づくりという観点から村長に道路の建設整備促進について、今後の方向を伺います。

一、村道摺瀧花咲線全線二車線化の実現

(1) 横坂工区の拡幅改良事業 村当局の多大な努力と投資をいただき、横坂工区も一車線部分はあとわずかにになりました。お陰様で村内外の多くの人々に喜ばれています。今後、いつごろ一車線部分の拡幅改良工事が完成になるのでしょうか。(2) 摺瀧橋の架け替えと取り付け道路の建設事業 村当局の多大な努力をいただき、現在、国土交通省で詳細計画策定のため、地形測量、路線測量、用地測量調査等を実施しています。摺瀧橋の架け替えと取り付け道路建設事業を来年度着手するために、今後村はどのような施策を考えていますか。(3) 村道等公共用地所有権移転登記の完了

村道等の公共事業用地は地権者等の土地使用(寄付)承諾書をもって事業を実施しています。村は工事完了と同時に所有権者から片品村へ所有権移転登記を完了すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

二、県道平川横塚線の改良整備事業について

(1) 幡谷橋の架け替えと取り付道路建設事業 幡谷橋の架け替えと取り付け道路建設事業ですが、用地買収の進捗状況と工事着工時期の見通しについて伺います。

(2) 川場村地内の拡幅工事

川場村の背峰橋から仙之橋までの拡幅工事を実現する必要がありますと思いますが、いかがでしょうか。

三、国道一〇〇号線改良整備事業について

(1) 椎坂バイパス建設早期実現

椎坂バイパス建設早期実現のため、片品村も積極的に行動するべきだと思いますが、いかがでしょうか。

(2) 金精峠の年間通行早期実現

金精峠の年間通行早期実現のため日光市等との連携を強化するべきだと思いますが、いかがでしょうか。

四、国道四〇一号线車道未開通区間建設事業

奥州会津と上州を自動車道で結ぶことが本村及び群馬県経済の活性化に大きく

寄与することは明らかだと思います。八月二十二日の片品村、檜枝岐村議会交流会で、国道四〇一号线整備促進について協議した結果、開通ルートは国や県と協議することになりました。

八月三十一日の片品村議会全員協議会では、まず、奥鬼怒林道を県道に昇格させるため栃木県栗山村議会との交流会を早期に開催して協議しようということになりました。

奥鬼怒林道等と檜枝岐村七入林道をつなげる自動車道建設促進のため、檜枝岐村及び栗山村と協力して群馬県福島県栃木県及び国に請願書を提出し、長年の村民の悲願が実現するよう、行動を起こすべきだと思いますが、いかがでしょうか。

答弁 (村長)

村道摺瀧花咲線全線二車線化の実現の中で横坂工区の拡幅改良事業は、現在、用地交渉を進めています。用地の確保ができれば片品村の財政も厳しいため、財政状況を勘案して、できるだけ早い時期に完成するよう努力したいと考えています。次に、摺瀧橋の架け替えと取り付け道路の建設は、現在、利根川水系砂防事務所と事業推進の方向で協議を進めています。十七年度は、調査及び測量を実施しており、調査結果ができた第一、地元説明会の開催を考えています。また、地元との協力が得られ次第、摺瀧橋の架け替えと取り付け道路

の建設事業に着手するよう努力したいと考えています。

村道等公共用地の所有権移転登記は、主要村道を中心に現在も進めています。登記が済んでいない用地もあり、理由は、境界立ち会いができず境界確定ができない土地や所有者の相違登記ができない土地、抵当権設定が解除できないなどで登記ができない場所があります。

また、村で気がつかない未登記箇所もあると思いますので、その都度連絡をいただければありがたいと思います。今後も所有者と連絡を取りながら登記できるように推進したいと考えています。

県道平川横塚線の改良整備事業の幡谷橋の架け替えと取り付け道路建設事業は、現在群馬県で、用地交渉を進めています。用地交渉は平成十七年、十八年度で行う予定です。幡谷橋の架け替えと取り付け道路建設事業の着工は十八年度から一部着工を予定しています。

次に、川場村地内の背峰橋から仙之橋間の道路拡幅工事は、群馬県においても諸般の状況及び県の財政状況が厳しいため、現在は工事計画の予定がありませんが、川場村とも連携を取りながら状況を見ていきたいと考えています。

国道一〇号線改良整備事業の椎坂バイパス建設早期実現に片品村も積極的に

行動すべきとの件であり、ますが、平成十七年度の、国道一〇号線整備改良促進期成同盟会総会の際、群馬県、沼田市、片品村の関係者で現地調査を実施し、さらに利根地方総合開発協会、利根沼田地域の要望として、群馬県に陳情を実施しています。

次に、金精時の年間通行早期実現は、沼田土木事務所が日光土木事務所と協議して、現在の道路路線では、気象条件があまりにも厳しく、現時点では年間通行は難しい状況にあります。さらに群馬県に早期に年間通行ができるよう協議を重ねていきたいと考えています。

次に、国道四〇一号線の車道未開通区間建設事業で、県に行動を起こすべきという件は、国道四〇一号改良整備促進期成同盟会が群馬県・福島県の関係市町村で結成されています。福島県会津高田町が事務局です。毎年、国の関係機関や関東地方整備局に陳情を行い、早期に未開通区間の解消と改良工事の促進をお願いしています。

未開通部分は、路線がまだ決まっていなかったため、路線の確定に向けて群馬県、福島県と協議をしていきたいと考えています。さらに、事務所と早期開通に向けて協議を続けている状況です。

協議を続けている状況です。



### 一般質問

#### ◆公金損失の対応について

質問者（星長命議員）

金融機関との損失補填により片品村の預金が相殺された件について質問いたしますが、ご存じのとおり元村長星野明男氏と元収入役笠原匠也氏は平成七年七月と九月に他界しており、特別委員会の調査員によると元助役星野幸市氏は保証契約のとき、前者の三役で協議をしただけで、他に関係はしていないとしております。

次の関係者は前村長梅澤羊太氏前助役の星野旭氏前収入役の桑原紹次氏の三氏であります。この内の二者は平成八年四月に、就任し、同四月に偶然に金融機関に念書があることが判明した。この時に三役に報告があり初めて知ったとされているが三役はなぜ速やかにこの事件のあることを議会に報告をしなかったのか重要な問題であると思われる。当時尾瀬高原関係では県信連からの借入で十億円に對し、四、八〇〇万円を和

解し、平成十四年十月に処理した経緯がある。金融機関の件はこの件と同様に考えて、もし仮に支払うことになってもあまり問題がないと安易な気持ちでいたと野旭氏の発言だと聞いています。

当時は十億円の保証債務事件の最中に元村長星野明男氏他の方の念書が金融機関より知らされ前村長梅澤氏の三役で知ったのであるから、このときこの事件のことはお慎重に対応し、速やかに議会に報告し、少しでも村が損害をしないよう解決策があつたはずだし、先延ばしをして分らないければそのまま隠すと言つても過言ではないと思います。ちなみに平成八年四月念書が見つかった時点ですぐに当時の行政が解決策を講じておれば、もっと損失は軽く済んだかもしれなかつた。

十年近くも遅れた現今の解決では良い結果はでないと思われる。いくら念書契約になかつたとしても行政の怠慢も甚だしかつたのではなにか。このようなことはどのように損失の回復をし、どのような責任を取らせるのか、お聞きしたい。

また、前村長梅澤羊太氏の在職中に片品村の貸主で貸付金五、八五九万三、九〇六円の借入者名も住所もない借用証書があるが、い

なぜ公文書偽造までして、誰が何のためにこれを作成していたのか調べてありますか。またこの件に直接関係した方がどのように謝罪をされましたか。

歳計現金特別調査委員会の調査結果で事務処理の不適正などの問題があるものの、行為が個人の利益のためにされたものではないことなどから思慮すべきところもあるとしている。

一般的に行政執行を考えるなら事務は適正に処理され、公金は適正に執行されてこそ正常であると思われる。行為が個人の利益のためにされたものでないと言ふことであれば結果責任は問われぬという考え方で良いのか伺いたい。

弁護士も片品村が全面的に敗訴することは無いという意見や十億円に関する和解の例から今回の件については、同様の解決が見込まれる。今回の件は村長はどのように解決するのか伺いたい。

事務処理に不適正な点があり現に公金が損失しているという重大な問題に対して監督委員は損失回復のため適切な措置を講ずるよう勧告しているが、村長はどのように対応するのか、また、この勧告に対してどのように答えるのかをお尋ねしたい。もしこういった状況で損失回復の方策を取らないということであればこれは行政の怠慢ということになると思うが村長はどの

#### 答弁（村長）

金融機関との損失補償による片品村の預金が相殺された関係についてこの件は平成七年にさかのぼる関係であり、昨年四月に事実を確認してから事実関係などを調査して、議会全員協議会や群馬県に状況を報告し指導を受けました。

また、住民からの監査請求もあり議会でも特別委員会を設置していただき、協議をしてきました。さらに金融機関と話し合いを行い相殺金額の返還を求めてまいりましたが、応じてもらえませんでした。議会で調停中立の提起について議決いただき弁護士に依頼して調停を進めてまして、先日の全員協議会に弁護士に出席をいただき、今までの状況や調停の報告をいたしました。今後はこの事件をどのように対応するかの問題となります。多額の公金損失は重大な問題であり、この状況を徹徹に受け止めて適切な処置ができ村民の皆様への信頼をされる行政として回復に努めたいと思っております。また、このようなことが二度とならないよう体制づくりに努力したいと思います。また、前村長等の対応は、議員の皆様とさらに良く協議をおこない総合的な判断をして対応をしたいと思っております。



